

# 「除草剤不使用米」デザイン使用規定

島根県農林水産部産地支援課

## 1 目的

全国に先駆けた取組である「除草剤を使わない米づくり」の生産及び販売を促進するため、次の場合において、島根県が所有する「除草剤不使用米」デザイン（以下、「除草剤不使用米」デザインという。）を使用することができるものとする。

## 2 使用対象

### （１）使用対象者

「除草剤を使わない米づくり」に取り組む農業者等

### （２）使用の範囲

- ①「除草剤不使用米」１００％を使用する容器包装資材等に表示する場合
- ②その他、島根県が適当であると認める場合

## 3 使用の申請

「除草剤不使用米」デザインの使用を希望する場合は、別紙「除草剤不使用米デザイン使用届」により、島根県産地支援課あて申請するものとする。

島根県は「除草剤不使用米デザイン使用届」を審査し、適正と認めた場合には「除草剤不使用米」デザイン（シールを含む）のデータを申請者に提供するものとする。

## 4 使用料

「除草剤不使用米」デザイン及び「除草剤不使用米」シールの使用料は当面無償とする。

## 5 使用の中止

島根県が「除草剤不使用米」デザインの使用が適切でないと認めるときは、使用を中止することができるものとする。

## 6 注意事項

- ①「除草剤不使用米」デザインの使用及び栽培内容については、農業者等が責任の全てを負うものとする。

附 則 この規定は、平成２３年２月９日から施行する。

附 則 この規定は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則 この規程は、令和３年４月１日から施行する。